

## 情報 A の編集に当たって

情報 A の編集方針（カバー範囲）につきましては、以下としています。

JETOC の定款の目的に「この法人は、化学物質の安全性に関する調査、試験研究の実施の推進、化学物質の法規制に関する調査、これらに関する情報の提供等に関する事業等を行い、化学物質の安全な取扱いと適切な管理、職場における労働者の安全衛生の確保、関連産業の健全な発展及び国民の保健衛生の向上等に寄与することを目的とする。」とあり、情報 A では特に日本を含む各国の化学物質の法規制に関する調査の結果を会員の皆様にお知らせすることを主題としております。ただし、化学物質の法規制と一口に言っても、国によっても違いますが実際には、化学物質の製造、輸出入、運搬、貯蔵、使用、廃棄等と色々な場面で係わりがあり、それぞれに法規が当然に関与いたします。情報 A ではこの中で、いわゆる入口規制と言われる産業用化学品の製造、輸出入に係わる登録、管理等の一般規則的な法規制及び分類、表示、SDS についての根拠となる法規制を主に扱っております。なお、それぞれ実務的な細則や標準のようなものは対象外としております。また、対象国としては、会員の皆様からの会費を有効活用するということで、日本はもちろんですが、日本からの化学品輸出額が多い国を主な対象国としております。ただし、国レベルの法規までで、地方レベルの法規は対象外としており、EU に関しては、EU 法規は対象としていますが、各国（例えばドイツ、フランス等）法規は対象外としております。

上記を考慮し、現在の主なカバー範囲（国、法規）は以下となっています。

- ・ **日本**：化審法、安衛法（化学物質登録、SDS 関係のみ）、化管法、毒劇法、規制物質に限定した情報（外為法、麻向法、化学兵器禁止法、国際条約等）
- ・ **米国**：有害物質規制法（TSCA）、緊急計画及び地域社会知る権利法（EPCRA）、ハザードコミュニケーションスタンダード（HCS）、カリフォルニア州プロポジション 65（Prop.65）
- ・ **カナダ**：1999 年カナダ環境保護法（CEPA1999）、作業場危険有害性物質情報システム（WHMIS）関連規則、危険有害性製品規則（HPR）
- ・ **欧州**：REACH 規則、CLP 規則、殺生物性製品規則、製品関連法規（RoHS 指令等）
- ・ **イス**：化学品法（ChemG）、PIC 政令
- ・ **トルコ**：KKDIK 規則
- ・ **オーストラリア**：2019 年工業化学品法、2021 年工業化学品環境管理（登録簿）法
- ・ **ニュージーランド**：1996 年有害物質法及び新生物法
- ・ **中国**：新化学物質環境管理登記弁法、危険化学品安全管理条例、貨物輸出入管理条例、輸出入商品検驗法
- ・ **台湾**：毒性及び懸念化学物質管理法（新化学物質及び既存化学物質登録弁法等）、職業安全衛生法（新化学物質登記管理弁法等）
- ・ **韓国**：化評法、化学物質管理法、危険物安全管理法、産業安全保健法、化学製品安全法
- ・ **タイ**：有害物質法
- ・ **ベトナム**：化学品法
- ・ **インドネシア**：危険及び有毒な物質の管理に関する 2001 年政府法令
- ・ **マレーシア**：1997 年労働安全衛生（分類・包装・表示）規則
- ・ **フィリピン**：共和国法律 6969（化学物質管理法）
- ・ **シンガポール**：環境保護管理法、職場安全保健法

・インド：1986年環境（保護）法（1989年有害性化学品製造、貯蔵及び輸入規則）

ブラジルやメキシコなどのように、日本からの輸出は多いですが、現在対象外としている国もあります。ブラジルは、法制定が成されており、必要な下位法規が制定されれば対象とする予定です。メキシコについては産業用化学品に対する一般的な管理法規が未制定のため対象外としています。それとは対照に、ラオス、ユーラシア経済連合（ロシア等）、ウクライナ、コロンビア、チリでは、産業用化学品に関する法規は制定されていますが、日本からの直接輸出額が少ないため対象とするのを見送っています。

情報Aで掲載している記事は、基本的に裏付け情報（官報、当局発表情報等）のあるもののみとしています。必ずしも裏付け情報があるとは言えない、当局、様々な関係先から聴取した情報や国内外でのセミナーで得た情報は、必要な場合は「こらむ」で掲載することとしていますので、その点御了承ください。なお、会員の皆様からの情報も「こらむ」で掲載させて頂きますので、皆様からの投稿をお待ち致しております。

以上のような方針で、編集（調査）を行い、掲載情報はその時点での最新情報（出版作業上の遅れはご容赦ください）しております。そのため、特定の国の法規に注目した場合には把握しづらいこととなってしまいますが、その場合は、特別資料として主に国別にまとめて発行している資料をご利用いただければと思います。今後も、情報Aが皆様のお役に立てるように努力をして参る所存ですので、ご意見、ご要望がございましたら連絡を頂けると幸いです。引き続きご愛読頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター  
企画部

## 情報 B の編集に当たって

### — 2026 年編集方針 —

情報 B では、規制の枠組み設定の基盤となる理念や概念を含め、化学物質の有害性及び評価法に関する安全性動向を収集し、将来の化学物質の規制につながる可能性のある情報を会員の皆様に提供するという、従来からの基本方針に基づき、その動向を「化学物質安全性・有害性評価ニュース」、「トピックス」、「特集記事」、「EU バイオサイド情報」、「安全性データ及び物質リスト」、「欧州委員会（EC）及び欧州化学品庁（ECHA）の化学物質関連会議の動向」及び「こらむ」に分けて記事として取り上げてきました。本年も上記に関する情報の収集と発信を継続して参ります。

・ **化学物質安全性・有害性評価ニュース**：国内外、特に欧米を中心とした動向を収集し、その情報提供を継続します。これまで化学物質管理に与える影響が大きいものとして取り上げてきた下記に示すスコープを主な対象としています。

「ナノ物質・ナノ材料」、「内分泌かく乱物質」、「ビスフェノール化合物」、「フタラート」、「難燃剤」、「フッ素化化合物」、「ハロゲン化化合物」、「シリコーン化合物」、「代替試験法・評価法」、「マイクロプラスチック・海洋ごみ・循環経済」

・ **トピックス、特集記事**：ある程度まとまった文書の翻訳を提供するという位置付けの下、化学物質が深く関連する事項、及び化学物質管理に影響を与える事項に関して、より理解を深めるために役立つ文書を選択し翻訳を提供して参ります。2026 年の具体的なテーマとして、以下の翻訳を予定しています。

- ①合成ポリマーマイクロ粒子の REACH 制限 – 説明ガイド Part I – 叙述パート (EC)
- ②合成ポリマーマイクロ粒子の REACH 制限 – 説明ガイド Part II – 質疑応答 (EC)
- ③合成ポリマーマイクロ粒子の REACH 制限 – 説明ガイド Part III – 付属書 (EC)
- ④欧州化学品庁 プラクティカルガイド (Q)SAR の使用及び報告の方法 (ECHA)

上記の他、注目するワードとして「PFAS 規制」、「複合影響を含む化学物質の有害性情報」、「NAMs」、「化学物質のグループ化」等を切り口とした規制動向、有害性情報、及びリスクアセスメント等に関するテーマについても取り上げていく予定です。

・ **EU バイオサイド情報**：新たに公表された承認活性物質の詳細情報の翻訳、及びリストの更新情報を提供して参ります。

・ **安全性データ及び物質リスト**：下記 5 つの情報ソースからの更新データ及びリストの提供を継続します。

- ・ 米国 NTP 研究報告
- ・ ACGIH TLVs & BEIs
- ・ IARC モノグラフ
- ・ ドイツ DFG : MAK & BAT 更新情報
- ・ 日本産業衛生学会 : 許容濃度の勧告

・ **欧州委員会（EC）及び欧州化学品庁（ECHA）の化学物質関連会議の動向**：以下 9 つの専門委員会、専門家グループ会議について定期的にモニタリングを行い、更新情報を提供して参ります。

- ・ 欧州委員会（EC） REACH 及び CLP 規則の所管当局 (CARACAL)
- ・ 欧州委員会（EC） 1 物質 1 アセスメント (1S1A) に関する専門家作業部会

- ・欧州化学品庁（ECHA） 加盟国専門委員会（MSC）
- ・欧州化学品庁（ECHA） リスクアセスメント専門委員会（RAC）
- ・欧州化学品庁（ECHA） 社会経済分析専門委員会（SEAC）
- ・欧州化学品庁（ECHA） 内分泌かく乱物質専門家グループ（EDEG）
- ・欧州化学品庁（ECHA） PBT（難分解性、生物蓄積性及び毒性）専門家グループ
- ・欧州化学品庁（ECHA） ナノ材料専門家グループ（NMEG）
- ・欧州委員会（EC） 残留性有機汚染物質（POPs）に関する欧州議会及び理事会規則(EU)2019/1021の所管当局専門家グループ

試行期間を約1年として2024年10月号よりスタートした上記テーマは、JETOCのホームページ(提供情報)において各会議を時系列でまとめて公開しており、物質(群)又はトピックに着目してモニタリングを継続するという当初の目的に沿って活用いただけるものと考えています。今後については、各会議のアジェンダの中から読者の皆様にとって有用と思われる情報のみを選択し、サブワーキングを含めて議論されている状況が把握できるように内容の充実化を図り、掲載を継続して参りたいと思います。

- ・こらむ：化学物質の安全性に関する考え方、研究動向、論文に対する意見、学会参加報告等、テーマを絞らずに掲載して参ります。編集スタッフの私的コメントも加えて執筆し、お届けしているもので、その点ご了承下さい。

情報Bで提供させて頂いた情報の一部は、連載した記事をまとめて、又は、カテゴリー別に整理してJETOCのホームページ(一般：化学物質安全性情報、会員：情報B公開情報、a, b, c会員限定ページ)で公開しています。また、本号(2026年1月号)の「こらむ」で紹介していますように、提供情報の充実及び利便性の向上を目的としたホームページの活用についても改善を図って参ります。情報Bを含むJETOCの書籍と併用頂くことで、より効率的な情報収集が可能になります。

以上のような方針で編集を行って参ります。情報Bの内容は、各国規制の先取りといった観点で安全管理や今後の規制対応に役立つだけではなく、規制対応実務の支援につながる手引等の情報も盛り込まれており、更に、中長期戦略上重要な製品開発の方向性の決定、研究・開発の企画やテーマ管理にも有効かと思います。今後も、情報Bが皆様のお役に立てるよう努力していく所存ですので、ご意見、ご要望がございましたら連絡を頂けますと幸いです。宜しくお願ひ申し上げます。